

恵那市売上減少事業者月次支援金について(8・9月)

【ご注意ください！】

- 今回の支援金の対象業種に当てはまっていますか？
- 国の「月次支援金」の対象ではありませんか？
⇒2021年8～9月のうち2019年か2020年の同じ月と比べて
売上が50%以上減っている月は、対象となる可能性があります。
- 県の「売上減少事業者支援金」の対象ではありませんか？
⇒2021年8～9月のうち2019年か2020年の同じ月と比べて
売上が30%～50%減っている月は、対象となる可能性があります
- 県の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第7弾）」の対象ではありませんか？



【ご提出いただく書類】

✓	必要なもの	備考
	「恵那市売上減少事業者月次支援金交付申請書（兼請求書）」（様式第1号）	市指定の書式
	「月別売上表」（様式第4号）	
	2019年の確定申告書の「第一表」のコピー	※税務署の收受印は押してありますか？（電子申告の場合は、受信日時の印字か受信通知のコピーの添付が必要）
	2020年の確定申告書の「第一表」のコピー	
	2021年8～9月の売上が分かるもののコピー	例：売上台帳、帳簿など
	「完納証明書」	市役所税務課か振興事務所で取得できます
	「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示していることがわかる写真（印刷したもの）	市役所商工課で取得できます
	「岐阜県感染警戒QRシステム」を掲示していることがわかる写真（印刷したもの）	岐阜県のHPより申し込み、取得できます

※このほか、必要に応じて追加の書類提出をお願いすることがあります。

※いわゆる「B to B」の事業者の場合は、個人向けに商品・サービスの提供をする事業者（飲食店・小売店など）との1年以上の継続した取引があることを確認できる書類が必要です。（請求書、領収書、通帳、振込が確認できる書類などのコピーなど）

<お問合せ・お申込み>

〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 恵那市役所 西庁舎3階 商工課
TEL：0573-26-2111（代）